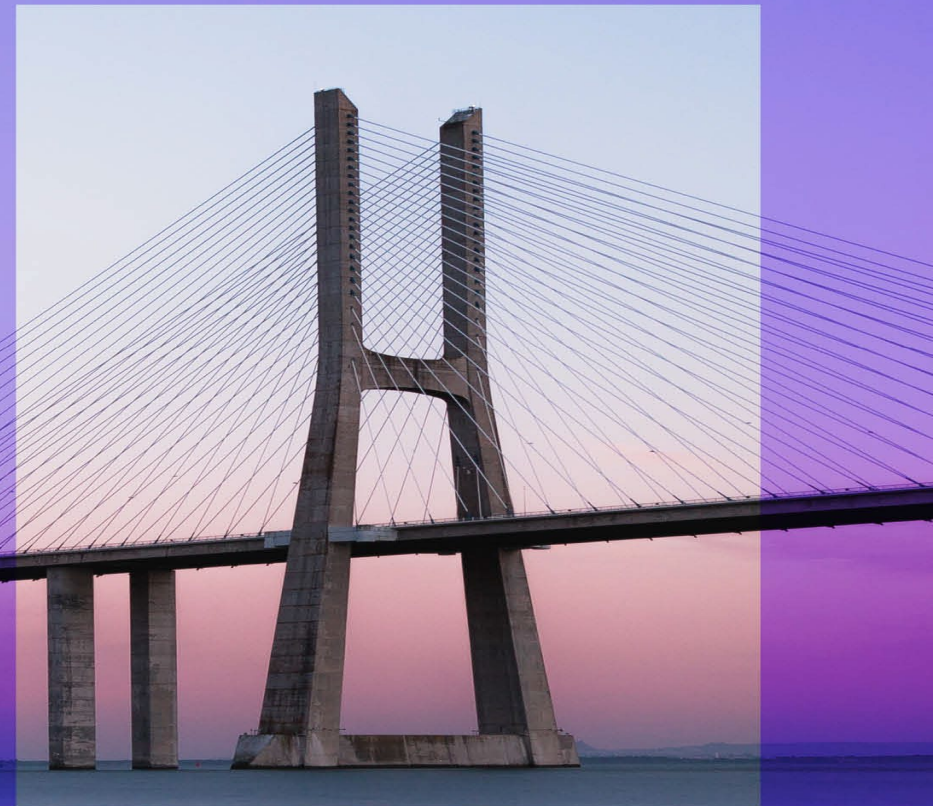




Small Regulatory Topics

規制に関する若干の
アップデート

2025年4月8日



支払いボトルネック報告 ～義務と課題～

売上5,000万ユーロ超の企業には多くの追加的な報告義務が生じます。その1つが、いわゆる「支払いボトルネック (Payment Bottleneck)」報告であり、商取引における支払い条件の履行容状況を報告することが求められます。

背景

2020年1月1日以降、年間売上が5,000万ユーロを超える納税者および課税資本グループは、商業取引における支払条件の履行状況を毎年担当大臣に報告する必要があります。

対象企業と作成期限

対象企業リスト – <https://www.gov.pl/web/finanse/2023-bis>
2024暦年の商業取引における支払条件の履行状況報告は、2025年4月30日までに作成する必要があります。

商取引における支払条件に関するレポート:

商取引における支払条件に関するレポートの報告内容には、次のものが含まれます:

- 前暦年に、商業取引契約で合意された期限内に受領、履行された現金支払いの価値、
- 前暦年に、商業取引契約で合意された期限内に受領、履行されなかった現金支払いの下記の超過期間別の価値

- ✓ 5 日以内
- ✓ 6 日から 30 日
- ✓ 31 日から 60 日
- ✓ 61 日から 120 日
- ✓ 120 日超

- 前暦年に商業取引契約で合意された期限内に受領、履行されなかった現金支払いの、報告者に支払われるべき現金総額に対する割合

課題:

- 詳細データの収集と検証は複雑で時間を要する。
- 金銭的ペナルティの可能性



仮想的な利息の損金算入

新損金算入 制度

- 2019年1月1日から、納税者は、会社の準備金または追加資本に振り替えられた利益および株主による追加拠出金の名目利息を税務費用として認識できるようになった。
- この減税措置の目的は、企業が外部資金調達の代替として自己資本で活動資金を調達することを奨励することにある。

計算方法

- 控除する利息の額は、課税年度の前年度の最終営業日に有効なポーランド国立銀行（NBP）の基準金利に1パーセントを加えた額と、会社に支払われた拠出額、準備金、追加資本に振り替えられた利益の額との積として算出さる。

活用可能 期間

- この仮想的な利息は、資本への拠出あるいは利益の振り替えの年およびその後2年間に渡り控除することができる。

限度額

- 当該制度で控除される対象利息の合計額は、1事業年につき PLN 250,000 を超えることはできず、3年間で最大 PLN 750,000 となる。

仮想的な利子の損金算入 活用の条件



費用認識の期間

仮想的な利息費用は拠出または準備金への振り替えが行われた年と次の2事業年度に認識される。



経済的合理性

追加拠出と利益の資本への振り替えには、経済的な合理性がなければならない

仮想的な
利子

3年間の維持

追加拠出または利益の振り替えは、実施された事業年度終了後3年間は留保されなければならない。



活用の制約

これらの資金は、3年が経過する前に会社の損失を補うために使用することはできない。



KPMGのデジタルゲートウェイ 生成AI



KPMG Digital Gateway GenAI ツールのオファーをご紹介できることを嬉しく思います。このソリューションにより、税務部門 (または組織全体) は、ドキュメントとデータを効率的かつ安全に、そして革新的に処理できます。

KPMG Digital Gateway GenAI を紹介する短いビデオをご覧ください。

KPMG Digital Gateway GenAI の機能についてご理解いただくために、特別な 60 日間のお試しプログラムを開発しました。

このプログラムには、KPMG Digital Gateway GenAI を使用できる無料試用期間が含まれており、当社の専門家による人工知能の世界の紹介と、ツール使用中のサポートなどの支援を受けることができます。



Thank you! ご清聴ありがとうございました。

Contact



Krzysztof Szwaja

Partner, Tax

M: +48 606 896 700

E: kszwaja@kpmg.pl



Arkadiusz Kalwik

Senior Manager, Tax

M: +48 500 089 024

E: akalwik@kpmg.pl

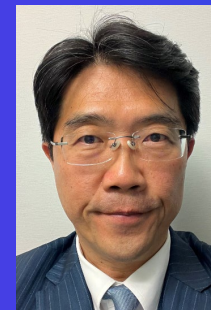


Monika Jasińska

Manager, Tax

M: +48 692 411 436

E: monikajasinska@kpmg.pl



野村 雅士

Masashi Nomura

Director, Japanese Desk

E: mnomura1@kpmg.pl

M: +48 604 496 342



KPMG Poland

© 2025 KPMG Tax M.Michna sp.k., a Polish limited partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public